

別紙II 活動組織

第1 目的

活動組織は、構成員等による里山林の保全活動・資源活用を通じ、地域の活性化を図ることを目的として設立する。

第2 構成員

活動組織は、森林所有者、地域住民、自治会、地域外関係者等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する団体又は3名以上の従業員等で構成する法人とする。

第3 体制

活動組織は、次の事項を満たすものとする。

- (1) 代表者を定めていること。
- (2) 活動する対象森林の所在する都道府県内に主たる事務所を置いていること。
- (3) 本交付金の活動に際して事務手続を円滑かつ効率的に行うとともに本対策に係る活動の終了後も継続して活動を行うため、様式第8号を参考に、活動組織の意思決定方法、自主財源の調達方法、会計の処理方法、その責任者、内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約等（規約や定款など、活動組織の運営を定めた文書をいう。）を定めていること。
- (4) 活動組織の代表者が、活動する対象森林の所有者と、様式第9号を参考に、次に掲げる事項を定めた協定等を締結していること。
 - ア 協定を締結する者
 - イ 協定の目的
 - ウ 協定の対象となる森林
 - エ 協定の期間
 - オ 森林経営計画の確認等
 - カ 活動計画
 - キ その他必要な事項（活用する森林等資源の範囲及び収益の権利関係の確認等）
- (5) 別紙のIIIに定める複業実践型を行う場合は、法人格を取得しているとともに、伐採作業を行う者はチェーンソーによる伐木等特別教育を受講していること。

別紙III 事業の実施方法

第1 事業内容

本交付金に係る事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等の確保のために地域協議会が行う事業の説明や活動の体験の機会の提供等
- (2) 活動組織の育成のために地域協議会が行う次に掲げる支援・指導等
 - ア 活動を行う対象森林での現地指導等
 - イ 活動組織に対する林業労働安全衛生や施業技術等に関する研修
 - ウ 活動の自立化に向けた知識・技能の習得に係る支援・指導等
 - エ その他活動組織の育成のための取組
- (3) 活動組織が実施する次に掲げる活動に対して地域協議会が行う本交付金の交付及び活動状況の確認

区分		活動内容
主たる活動	地域活動型 (地域住民等が連携し森林資源又は竹林資源を活用する活動への支援)	森林資源活用 雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉搔き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
	竹林資源活用	竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
複業実践型 (半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援)		間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉搔き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
従たる	機能強化	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り

活動	関係人口創出・維持	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等
	資機材等整備	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
	活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

- ア 活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。
- イ 主たる活動は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林に限り実施することができる。
- ウ 主たる活動を行う場合に必要な面積は、0.1ha 以上とする。
- エ 主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。
- オ 従たる活動は、主たる活動と組み合せた場合に限り実施することができる。
- カ 複業実践型を行う場合に必要な活動日数は、構成員平均で 70 日以上とする。
- キ 主たる活動には、活動する森林に係る資源活用の取組を必ず含むものとする。なお、複業実践型を行う場合は、資源活用の数値目標を設定し、達成するものとする。
- ク 機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。
- ケ 機能強化は、活動する対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林内を含む。）で実施することができる。
- コ 機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く）に必要な延長は、1m 以上とする。
- サ 関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。
- シ 関係人口創出・維持で対象とする地域外関係者は、昭和 25 年 2 月 1 日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者とする。
- ス 関係人口創出・維持を行う場合に必要な地域外関係者の参加人数は、10 名以上とする。
- （4）地域協議会が行う、活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等
- （5）その他本交付金事業の実施に必要な事項

第2 交付の流れ

- 1 国は、予算の範囲内において、地域協議会が実施する第1に掲げる事業に必要な経費として、地域協議会長からの交付申請に基づき、本交付金を地域協議会へ交付するものとする。なお、地域協議会長は、交付申請の際に、様式第10号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについて、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組のうち該当する取組を活動実施期間中に実施する旨をチェックした上で、林野庁長官等へ提出するものとする。
- 2 地域協議会長は、交付を受けた額のうち、本交付金の交付について採択を決定した活動組織が実施する第1の（3）の活動に必要な経費を、活動組織からの申請に基づき、活動組織に交付するものとする。

第3 交付額等

- 1 交付額等は、以下のとおりとする。

（1）地域協議会

本交付金のうち地域協議会への交付対象となる経費は次のアからコまでとし、交付対象経費の範囲及び算定方法は別表のとおりとする。

- ア 技術者給
- イ 賃金
- ウ 謝金
- エ 旅費
- オ 需用費
- カ 通信運搬費
- キ 委託料
- ク 使用料及び賃借料
- ケ 備品費
- コ 資機材購入費

（2）活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる算定方法及び使途は次のとおりとする。

ア 算定方法

本交付金の交付額は、イに規定する活動の区分及び活動計画の取組年度に応じた交付単価又は交付率を、対象となる森林面積又は延長等に乗じて得た金額の合計とする。なお、対象となる森林面積又は延長は、森林計画図等の縮尺5,000分の1以上の図面等を用いて算定するか、現地で実測するものとする。

イ 交付単価

交付単価又は交付率は次表のとおりとし、交付に当たってはこれを上限とする。なお、地方公共団体が本交付金と連携して一体的に地方単独事業として独自に交付する場合、本交付金の同額を上限として、所要の地方財政措置が講じられている（このことは、地方公共団体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではない。）。

区分	交付単価又は交付率	(参考)優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安
①地域活動型 (森林資源活用)	1 ha 当たり 120,000 円 (初年度) 116,000 円 (2年目) 112,000 円 (3年目)	左記の額の 1/3 の額
②地域活動型 (竹林資源活用)	1 ha 当たり 332,000 円 (初年度) 304,000 円 (2年目) 276,000 円 (3年目)	左記の額の 1/3 の額
③複業実践型	1 ha 当たり 191,000 円 (初年度) 176,000 円 (2年目) 162,000 円 (3年目)	左記の額の 1/3 の額
④機能強化	1m 当たり 800 円	左記の額の 1/3 の額
⑤関係人口創出・維持	年間当たり 50,000 円	左記の額の 1/3 の額
⑥資機材等整備	購入額の 1/2 以内	—
	購入額の 1/3 以内	—
	賃借料の 1/3 以内	—
⑦活動推進費	年間当たり 38,000 円	左記の額の 1/3 の額

注 1) ①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注 2) 複業実践型は、安全衛生装備に係る経費は③の交付単価とは別に加算する。また、複業実践型を実施した森林において 1 ha 当たりの間伐材の売上額が以下の額を上回った場合は、翌年度以降の交付額は 0 円とする。

初年度 : 1,053,000 円/ha、2 年目 : 1,008,000 円/ha、3 年目 : 966,000 円/ha

注 3) ④の延長は森林調査・見回りを除く。

注 4) ⑥のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の 1/3 以内とする。

注 5) ⑥のうち、賃借料の 1/3 以内を交付するものは、⑤の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。

ウ 流用の制限

活動組織は⑥の活動とそれ以外の活動の間で交付金を流用してはならない。

エ 交付額の上限

一活動組織の交付額の上限は年間当たり 500 万円とする。

オ 交付金の使途

区分	使 途
イの区分欄に掲げる①～④	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑥に掲げるものは除く。）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの区分欄に掲げる⑤	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑥に掲げるものは除く。）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの区分欄に掲げる⑥	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（⑤の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。）、携帯型G P S機器、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの
イの区分欄に掲げる⑦	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

第4 活動の実施

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

- 1 本交付金の交付の対象となる活動は、活動計画に基づくものとする。
- 2 活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で、別紙のⅡの第3（4）で定めた協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。
- 3 活動組織は、次に掲げる事項を定めた様式第11号の活動計画書を作成するものとする。
 - (1) 組織の名称及び所在地
 - (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
 - (3) 年度別スケジュール
 - (4) 活動の目標
 - (5) 活動結果を測定するためのモニタリング調査方法
 - (6) 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容
 - (7) 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称
 - (8) 計画図
 - (9) 資源活用の取組
 - (10) その他必要な事項

4 採択申請等

- (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、様式第12号の採択申請書及び活動計画書、協定書の写し及び規約の写しその他必要な書類（以下「採択申請書等」という。）を地域協議会長に提出するものとする。
- (2) 地域協議会長は、活動組織の代表者から提出のあった採択申請書等のうち、活動計画書について、採択申請書等を審査するに当たり、活動の対象となる森林が所在する市町村の意見を様式第13号により聴取するものとする。
- (3) 地域協議会長は活動組織の代表者から提出のあった採択申請書等の審査に当たり、次に掲げる事項を審査し、全てを満たしている場合に採択するものとする。
- ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本対策による支援の有効性、妥当性及び当該森林において発揮を期待すべき機能を確認していること。
- イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ウ 一定の安全体制が確保されており、安全に活動できる組織であること。なお、活動期間中に毎年1回以上の安全講習等を実施すること。
- エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- オ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。
- カ 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること。
- キ 活動組織は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、地域協議会へ提出していること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- ク 様式第14号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについて、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組のうち該当する取組を活動実施期間中に実施する旨をチェックした上で、地域協議会へ提出していること。
- (4) 地域協議会長は、(2)による市町村の意見を踏まえ、(3)により当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、採択を決定し、速やかにその旨を様式第15号により活動組織の代表者に通知するものとする。
- (5) 地域協議会長は、(4)において、地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援（資機材等整備に係る支援を除く。）を行う活動について優先的に採択するものとする。
- (6) 地域協議会長は(4)において、次に掲げる活動に該当するものについて採択に当たり優先するよう配慮する。
- ア これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）

- イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やN P O等が行う活動であること。
- ウ 地方公共団体が地方単独事業により支援を行う活動であること（前号の支援額を下回るもの。）。
- （7）地域協議会長は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 2 条に規定する「特定有人国境離島地域」で計画された活動については、そのほかの地域の活動とは別に審査し、採択することができる。
- （8）地域協議会長は、「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優先的に採択することができる。
- （9）地域協議会長は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」（平成 12 年 4 月 1 日付け（12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）第 4 の 1 又は第 4 の 3 に定める林地化が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。
- （10）地域協議会長は、「農山漁村振興交付金（中山間地域等農用地保全総合対策）実施要領」（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 農振第 2166 号農林水産省農村振興局長通知）及び「農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領」（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3520 号農林水産省農村振興局長通知）別表 1 の事業メニュー欄の 1 の（5）の才の計画的な植林が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。
- （11）地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき都道府県又は市町村が定める国土強靭化地域計画に位置付けられた活動であるかを踏まえつつ審査するものとする。
- 5 採択内容の変更
- 活動組織の代表者は、4（4）により採択された活動計画について、次に定める場合は、様式第 16 号の採択変更申請書により地域協議会長の承認を受けるものとする。その他の事項を変更する場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日に、採択変更届出書により届け出るものとする。
- なお、採択変更申請及び届出を行う場合は、採択変更申請（届出）書に変更があった活動計画書、協定書の写し及び規約の写しその他必要な書類を添付して提出すること。
- （1）活動の中止又は廃止する場合。
- （2）主たる活動を行う対象森林の面積を変更する場合。
- （3）機能強化を行う延長を変更する場合。
- （4）資機材等整備の内容を変更する場合。ただし、交付額及び数量を減ずる場合は除く。
- （5）地域協議会長から通知された交付額の 30% を超える減額を行う場合。

6 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、地域協議会にあっては国からの交付決定通知を、活動組織にあっては地域協議会からの採択決定通知を、それぞれ受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため通知の前に着手する場合は、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した様式第17号の交付決定前着手届を国又は地域協議会にそれぞれ提出するものとする。

- (1) 活動組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て活動の実施方法等を決定すること。
- (2) 活動組織は、本交付金に係る活動を行う場合は、様式第18号の活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。
- (3) 活動組織は、本交付金に係る活動の一部を当該活動組織以外の者に委託することができる。この場合、活動組織は、受託者を適切に監督すること。
- (4) 活動組織は、活動期間中は毎年一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。
- (5) 活動組織は、構成員について、傷害保険への加入等の措置を講じること。
- (6) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを年度毎に実施し、結果を様式第19号に記録し、様式第20号の実施状況報告書に添付して地域協議会へ報告するものとする。
- (7) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - ア 地域協議会において、貸与する資機材の使用の範囲、管理責任者、貸与料等をあらかじめ定めておくこと。
 - イ 地域協議会は、貸与する資機材の維持・管理を適切に行い、適正な状態の資機材を貸与できるようにしておくこと。
 - ウ 貸与に当たっては、貸与する資機材の名称、使用目的、貸与期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項を定めた貸付契約を活動組織と締結するものとする。
 - エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、当該資機材の購入額から本交付金の交付額を減じた額を当該資機材の耐用年数で除した額に、年間の維持・管理費用を加えた額を上限とすること。

7 実施状況の報告及び確認

- (1) 活動組織の代表者は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、様式第20号の実施状況報告書に加え、様式第18号の活動記録兼作業写真整理帳、様式第21号の金銭出納簿又はその写しを添付し、地域協議会に報告するものとする。なお、地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織は、地方公共団体別の補助の額を報告するものとする。
- (2) 地域協議会長は、活動計画書に定められている事項の実施状況について、前号に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、活動組織の構成員の立会の上、現地を確認するものとする。

- (3) 地域協議会長は、活動計画書に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、様式第22号により活動組織の代表者に対し通知するものとする。
- (4) 地域協議会長は、毎年度、活動組織の実施状況について、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、様式第23号により林野庁長官等に報告するものとする。なお、地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織がある場合は、地方公共団体別の補助の額を報告することとする。
- (5) 地域協議会及び活動組織は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された環境負荷低減の取組について、活動実施期間中に実施したか否かをチェックし、それぞれ、実施状況の報告の際に併せて提出するものとする。
- (6) 内閣府沖縄総合事務局長は、地域協議会から(4)及び(5)に基づく提出を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

第5 本交付金の返還等

- 1 地域協議会長は、活動組織に対して、採択にあたり、以下の条件を付すものとする。
 - (1) 活動組織の活動が採択した活動計画の内容に沿わないと地域協議会長が認めた場合、活動組織は、既に交付された本交付金の全部又は一部を返還するものとする。ただし、対象森林の減少が伴う場合は(3)の規定によることができる。
 - (2) 本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると地域協議会長が認めた場合、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額を返還するものとする。
 - (3) 本交付金による活動の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為、森林を整備する目的以外で活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為、その他の本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ地域協議会長に届け出るとともに、交付対象となった森林のうち、当該行為をしようとする部分に相当する金額を返還するものとする。
- 2 地域協議会は、活動組織からの本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち国費相当額を国に返還するものとする。
- 3 1において、自然災害その他やむを得ない理由や交付対象者の責に帰することができない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。
- 4 地域協議会長は、本交付金の返還等に至る事態を未然に防ぎ、本対策の適正な執行を確保するため、活動組織に対し、活動計画書の記載事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

(別表)

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。</p>
2 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とする。</p>
3 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</p>
4 旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。
5 需用費	事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。
(1) 消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
(2) 印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。
6 通信運搬費	事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。

7 委託料	当該事業の補助の目的である事業の一部分を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。
8 使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）。
9 備品費	事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。
10 資機材購入費	事業を実施するために追加的に必要となる、活動組織への貸与に供する資機材の購入に必要な経費の1/2以内又は1/3以内の額とする。